

令和7年分 収支内訳書（農業所得用）の書き方

- この説明書は、「収支内訳書（農業所得用）」の作成方法などを説明しています。
- 収支内訳書の該当する箇所にそれぞれ記入してください。
 - ・ 特殊な経費がある場合には空欄となっている箇所に経費科目を設けて記入してください。
 - ・ 収支内訳書の太枠の箇所に該当する金額がある方は、必ず記入してください。

I 収支内訳書 表面

[収入金額]

①・②・③・⑤・⑥ 収支内訳書裏面の「収入金額の明細」欄①・②・③・⑤・⑥の金額を記入します。

[家事上の費用について]

①衣料費や食費などの家事上の費用、②農業用建物兼住宅について支払った賃借料や固定資産税、修繕費などのうち、住宅部分に対応する費用、③水道料や電気料、燃料費などのうちに含まれている家事分の費用などは、必要経費にはなりません。

必要経費の中にこのような費用が含まれている場合には、これらの金額を除外します。

※この②や③などの費用を家事関連費といいますが、家事関連費の家事分と事業分との区分は、使用面積や保険金額、点灯時間などの適切な基準によってあん分して計算します。

○必要経費の各科目的具体例等

科 目	具 体 例
雇 人 費 ⑧	常雇・臨時雇人などの労賃及び賄費
小作料・賃借料 ⑨	①農地の賃借料、②農地以外の土地、建物の賃借料、賃耕料、農機具の賃借料、農業協同組合などの共同施設利用料
減 価 償 却 費 ⑩	建物、農機具、車両、搾乳牛などの償却費
貸 倒 金 ⑪	売掛金などの貸倒損失
利 子 割 引 料 ⑫	事業用資金の借入金の利子や受取手形の割引料など
租 稅 公 課 ⑬	①税込経理方式による消費税及び地方消費税の納付税額、事業税、固定資産税（土地、建物、償却資産）、自動車税（取得税、重量税を含む。）、不動産取得税などの税金、②水利費、農業共同組合費などの公課 ※所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」といいます。）、相続税、住民税、国民健康保険税、国民年金の保険料、国税の延滞税・加算税・過怠税、地方税の延滞金・加算金、罰金、科料、過料、交通反則金などは必要経費になりません。
種 苗 費 ⑭	種もみ、苗類、種いもなどの購入費用（自給分については、収穫した時の価額によって記入します。）
素 畜 費 ⑯	子牛、子豚、ひななどの取得費及び種付料
肥 料 費 ⑰	肥料の購入費用
飼 料 費 ⑱	飼料の購入費用
農 具 費 ⑲	使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の農具の購入費用
農 薬 衛 生 費 ⑳	農薬の購入費用や共同防除費
諸 材 料 費 ㉑	ビニール、むしろ、なわ、釘、針金などの諸材料の購入費用
修 繕 費 ㉒	農機具、農用自動車、建物及び施設などの修理に要した費用
動 力 光 熱 費 ㉓	電気料、水道料、ガス代、灯油やガソリンなどの燃料費
作 業 用 衣 料 費 ㉔	作業衣、地下たびなどの購入費用
農 業 共 濟 掛 金 ㉕	水稻、果樹、家畜などに係る共済掛金
荷 造 運 費 手 数 料 ㉖	出荷の際の包装費用、運賃や出荷（荷受）機関に支払う手数料
土 地 改 良 費 ㉗	土地改良事業の費用や客土費用
雜 費 ㉘	農業経営上の費用で他の経費に当てはまらない経費
農 產 物 以 外 の 棚 卸 高 ㉙㉚	毎年同程度の規模で作付けをする未収穫農産物や毎年同程度の数量を翌年へ繰り越す農産物以外の資材については、棚卸しを省略しても差し支えありません。 販売の目的で飼育する牛、馬、豚、鶏などについては、取得価額に年末までの育成費用を加算して記入します。
経 費 か ら 差 し 引 く 果 樹 牛 馬 等 の 育 成 費 用 ㉛	収支内訳書裏面の「果樹・牛馬等の育成費用の計算」欄の㉛の金額を記入します。

[専従者控除について]

あなたと生計を一している配偶者やその他の15歳以上の親族が本年中に6か月を超える期間、事業に専ら従事している場合、その事業に従事している親族（事業専従者）1人につき、次の(1)と(2)のいずれか少ない方の金額を必要経費にすることができます。

(1)860,000円（その事業専従者が配偶者以外の親族である場合は、500,000円）

(2)（収支内訳書表面の㉛の金額）÷（事業専従者数+1）

（注）農業のほか、不動産貸付業、山林業も併せて営んでいる場合の控除額については、税務署にお尋ねください。

○雇人費の内訳

氏名・住所又は作業名	期間雇人（年雇人）の場合には氏名・住所を、臨時雇人の場合には作業名を記入します。
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	年末調整後の所得税等の源泉徴収税額を記入します。 なお、臨時雇人など年末調整が行われない人については、本年中に徴収した所得税等の源泉徴収税額を記入します。

○小作料・賃借料の内訳

小作料、賃耕料等の別	小作料、賃耕料、機械等の借料などの別を記入します。
------------	---------------------------

II 収支内訳書 裏面

○収入金額の明細

農産物等の種類品名等	収穫したり、販売した作物などの名称を記入します。 なお、温室やビニールハウス等で収穫したものは、「特殊施設」欄に記入します。
販売金額	本年中の販売金額を記入します。 なお、販売後、まだ実際に代金を受け取っていない場合でも本年中に販売したものについては、全て本年分の販売金額になります。
家事消費事業消費金額	農産物を家事及び事業(雇人費の現物支給など)のために消費した場合に、収穫時の生産者販売価額により計算して記入します。
農産物の棚卸高	収穫時の生産者販売価格により計算して記入します。 なお、米麦等の穀物以外の農産物で数量が僅かなものについては、棚卸しを省略しても差し支えありません。
雑収入の内訳	受取共済金、出荷奨励金、野菜・鶏卵などの価格差補填金、農作業受託料、事業分量分配金などの名称と金額を記入します。

○減価償却費の計算 (定額法について説明しています。定率法については税務署へお尋ねください。)

	平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産	平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産
①取得価額(償却保証額)	取得価額そのままの金額を記入します。 (下段の括弧内は記入する必要はありません)	
②償却の基礎になる金額	①取得価額から残存価額(取得価額×残存割合)を差し引いた金額(漁業権や特許権などの無形固定資産は、取得価額そのままの金額)を記入します。 ②減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額に達した年分の翌年分以後5年間において均等償却を行う場合には、「取得価額×5%」の金額を記入します。	取得価額そのままの金額を記入します。
償却方法	「旧定額」と記入します。	「定額」と記入します。
耐用年数	国税庁HPでご確認いただかず、税務署もしくは市役所税務課へお問い合わせください。	
③償却率又は改定償却率	国税庁HPでご確認いただかず、税務署もしくは市役所税務課へお問い合わせください。 また、一括償却資産の必要経費算入の適用を受ける場合には、「1/3」と記入します。	
④本年中の償却期間	資産を月の中途中で取得や譲渡、取壊しなどをした場合は、その月を1か月として計算した本年中の償却期間の月数を記入します。	
⑤本年分の普通償却費	①「②×③×④」で計算した金額を記入します。 ②減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額に達した年分の翌年分以後5年間において均等償却を行う場合には、「((取得価額-取得価額×95%-1円)÷5)×④」の金額を記入します。	「②×③×④」で計算した金額を記入します。 ※未償却残高が1円になるまで償却します。
⑥未償却残高(期末残高)	次の金額を記入します。 (1)本年中に取得した資産は、①の金額から⑤の金額を差し引いた金額 (2)前年以前に取得した資産は、前年末の未償却残高(「取得価額-前年末までの減価償却費の累積額」の金額)から⑤の金額を差し引いた金額	
摘要	減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額に達した年分の翌年分以後5年間において均等償却を行う場合には、「均等償却」と記入します。 次のような場合に応じ、それぞれ次のような事項を簡記します。 (1)取得資産が中古である場合・・・その旨 (2)資産を本年中に譲渡や取壊しなどをした場合・・・その月日、事由など (3)譲渡や取壊しなどをした資産について本年分の償却を省略した場合・・・その旨	

[少額な減価償却資産について]

使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満のいわゆる少額な減価償却資産については、減価償却をしないで、使用した時にその取得価額がそのまま必要経費になります。
--

[一括償却資産について]

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、減価償却をしないでその使用した年以後3年間の各年分において、その減価償却資産の取得価額の合計額の3分の1の金額を必要経費にすることができます。 この場合、「③償却率又は改定償却率」欄に「1/3」と記入します。

○果樹・牛馬等の育成費用の計算

①前年からの繰越額	前年以前から引き続き育成している果樹・牛馬等に係る取得費と育成費用の前年末の合計額を記入します。
②本年中の肥料、農薬等の投下費用	飼料費、肥料費、農薬費のみを育成費用としても差し支えありません。
③育成中の果樹等から生じた収入金額	育成中の果樹から収穫した果実の収入金額は果樹の育成費用から差し引きます。 ただし、毎年継続して販売金額に含めて申告する方法をとっている場合には育成費用から差し引く必要はありません。